

東京都行政書士会多摩中央支部細則

(総則)

第1条 東京都行政書士会(以下「本会」という)会則第56条第1項により設置する支部の組織及び運営は、この細則の定めるところによる。

(名称)

第2条 本支部は、東京都行政書士会多摩中央支部(以下「支部」という)と称す。

(目的)

第3条 支部は、会員相互の緊密な協力により品位の保持と社会的地位の向上に努め、常に業務の改善、進歩を図り、もって公共の福祉と利益の増進に寄与するとともに、本会との連絡、調整を図ることを目的とする。

(組織)

第4条 支部は、次の各号に掲げる行政書士及び行政書士法人をもって構成する。

- 一 東京都行政書士会会則施行規則(以下「本会会則施行規則」という)第24条第1項に定める別紙に基づく区域内に事務所を有する個人会員
- 二 本会会則施行規則第24条第1項に定める別紙に基づく区域内に事務所を有する法人会員
- 三 前各号の使用人であり、当該事務所を行政書士名簿に登録している行政書士(以下「使用人行政書士」)をもって組織する。

(事務所)

第5条 支部の事務所は、支部長の定める事務所内に置く。

- 2 支部の事務所には所定の表札を掲示することができる。

(事業)

第6条 支部は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- 一 支部会員の品位の保持と資質の向上を図るための業務を行う。
 - 二 支部会員の業務の改善、進歩を図るための業務を行う。
 - 三 前二号の業務遂行を推進するための地域社会との交流(市区町村等に対する利便の向上に係る地域支援活動並びに市区町村内居住外国人を含む国際交流活動の円滑な促進に係る地域支援活動の実施等)に関する事業を行う。
 - 四 支部会員の相互の親睦、福利増進並びに連絡を図る。
 - 五 本会との連絡及び調整を図る。
- 2 前項の他、支部の目的達成に必要な事項の事業を行う。
 - 3 事業遂行のための委員会・プロジェクトチーム・ワーキンググループを設置することができる。

4 前各項に掲げる事業を遂行するための規程を定めることができる。

(会員)

第7条 支部会員は本会会則第12条第2項に掲げる行政書士(以下「個人支部会員」という)及び第3項に掲げる行政書士法人(以下「法人支部会員」という)とする。

(行政書士の入会)

第8条 本会会則第12条の2第1項第1号により登録を受けた者は、そのときから支部に所属する。

2 本会会則第12条の2第1項第2号に該当する者については、事務所を支部区域内に移転したときから支部に所属する。

(行政書士法人の入会)

第9条 本会会則第12条の3第1項に該当する者については、その主たる事務所又は従たる事務所を、設立若しくは移転により、当支部区域内に登記したときから支部に所属する。

(退会)

第10条 本会会則第14条又は第14条の2に該当するに至ったときは、又は本会会則施行規則別紙に規定する他の支部の区域内に事務所を移転したときは、そのときから支部を退会する。

(支部会員名簿)

第11条 支部に会員名簿を備える。支部会員名簿には次の事項を記載する。

一 個人会員

- i . 氏名及び生年月日
- ii . 本籍及び住所並びに事務所の所在地、電話番号、補助者の氏名
- iii . 行政書士登録年月日、登録番号及び入会年月日、会員番号

二 法人会員

- i . 法人名及び社員氏名
- ii . 主たる事務所又は従たる事務所の所在地、電話番号、補助者の氏名
- iii . 行政書士法人届出年月日及び入会年月日

三 使用人行政書士

- i . 個人会員に関する事項及び使用者名

四 前各号による記載については本会に備え付けの会員名簿の写しの交付をもってこれに当てることができる。

(役員)

第12条 支部に次の役員を置く。

- 一 支部長 1 名
- 二 副支部長 5 名以内、但し副支部長は理事の中から選任する。
- 三 監事 2 名以内
- 四 理事 6 名以上 15 名以内

(役員選任・報告)

- 第 13 条 支部の役員は、支部総会で選任するものとし、選任について必要な事項は別に定める規程による。
- 2 支部長の選任は東京都行政書士会多摩中央支部支部長選挙規程により実施するものとする。但し東京都行政書士会多摩中央支部支部長選挙規程による立候補者がいない場合は、当該総会にて直接選出するものとする。
 - 3 支部総会後の役員補充については、直前の支部総会において承認を得ている場合には、役員会の了承をもって支部総会の選任に代えることができる。
 - 4 支部の役員選出の結果については、支部長が本会会長にこれを報告する。

(役員の職務)

- 第 14 条 支部長は、支部を代表し、支部の業務を統括する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故あるときはその職務を代行する。支部長は予め職務代行者を指名することができる。
 - 3 監事は、支部会計を監査する。
 - 4 理事は支部の運営に参画し、支部事業の円滑な遂行に参与する。

(役員の任期)

- 第 15 条 支部役員の任期は、就任後の第 2 回目の定時総会の終結にいたるまでとする。ただし再任することができる。
- 2 支部役員が任期満了又は辞任した場合においては、その後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
 - 3 補欠により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残任期間とする。

(支部長の任期)

- 第 16 条 支部長の任期は連続して 3 期 6 年までとする。
- 2 第 13 条第 2 項に基づく支部長候補者がなく、支部総会において第 21 条による決議がなされた場合は、前項の規定に関わらず連続して再選することができる。

(支部総会)

- 第 17 条 支部の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種類とする。
- 2 定時総会は、毎年 4 月 1 日から 4 月 25 日までに開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。
 - 3 支部総会(臨時総会を含む)は、支部長が招集する。

- 4 支部長は、会員総数の3分の1以上の招集の理由及び議案を記載した書面を提出して支部総会召集の請求があったときは、その請求のあった日から1か月以内に臨時総会を召集しなければならない。
- 5 支部総会は、全会員の3分の1以上の出席がなければ開くことができない。但し出席者数の算定にあたっては、本会会則施行規則第24条第5項に基づき「出席者の議決に従う」旨を記載した書面を支部長に提出した当該支部構成員の数を算入する。
- 6 支部長は、定時総会に当年度の事業報告、決算及び次年度の事業計画、予算案を作成して提出しなければならない。
- 7 支部総会の招集は、少なくとも開催日の10日前までに、会議の目的である事項、日時、場所を記載した書面をもって、支部会員に通知しなければならない。
- 8 前項の書面には、電子化情報通信による電磁的記録等を含むことができる。

(総会の決議事項)

第18条 次に掲げる事項は、支部総会の議決を得なければならない。

- 一 支部の事業報告並びに事業計画の設定及び変更に関する事項
- 二 支部の決算及び予算に関する事項
- 三 支部役員の選任及び解任に関する事項
- 四 支部細則変更に関する事項
- 五 その他総会で審議すべき事項

(議長)

第19条 支部総会(臨時総会を含む)の議長は総会出席者の支部会員の中から選出する。

- 2 支部役員会の議長は支部長がこれに当たる。

(議決)

第20条 支部総会(臨時総会を含む)及び支部役員会は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(特別議決)

第21条 第16条第2項に関する事項については出席者の3分の2以上の決議を経なければならない。

(議事録)

第22条 支部総会の議事の経過及びその結果を議事録に記載し、支部長、議長及び出席会員2名が署名捺印し、支部に保存すると共にその会議の結果に議事録を付した書面により本会会長に報告する。

- 2 前項の署名捺印は行政書士電子証明書等による電子署名を含むことができるものとする。

(本会役員の出席)

第 23 条 支部総会には、必要に応じて本会役員が出席することができる。但し、支部に属さない本会役員は議決権を有しない。

(役員会)

第 24 条 支部役員会は、必要に応じて支部長がこれを招集し、議事を審議する。

- 2 支部役員会を招集する時は、少なくとも開催の 5 日前までに会議の目的たる事項、日時、場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 前項の書面は、FAX 及び電子化情報通信をもって行うことができる。
- 4 支部役員が病気その他の事由により、職務を遂行できない場合は、速やかに役員会の決議により後任の補充をしなければならない。

(代議員)

第 25 条 支部に代議員を置く。

(代議員の数および選任)

第 26 条 代議員は、毎年 4 月 1 日現在の支部会員数を基準とし、本会会則第 34 条第 1 項に定める割合で選任する。

- 2 代議員に立候補を希望する者は総会の席上、議長に申し出るものとする。
- 3 支部に割当てられる代議員枠のなかで支部長及び本会役員等は優先的に推薦され、先議されるものとする。引続きその余の者について議決、選任されるものとする。
- 4 本会会則第 34 条第 2 項に該当する会員は、代議員となることができない。
- 5 支部長は、前各項の選任結果を 4 月 25 日までに本会会長に報告しなければならない。

(代議員の職務)

第 27 条 代議員は、本会総会に出席し、その議決権を行使する。

(代議員の任期)

第 28 条 代議員の任期は、1 年とする。但し、再任を妨げない。

(会計年度)

第 29 条 支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 30 条 支部の経費支出は、本会交付金、寄附金、支部会費及び雑収入をもって行う。

(支部会費)

第 31 条 支部会費は総会で決定する。

- 2 支部会費は第8条又は第9条に基づき支部に所属したときより支払わなければならない。
- 3 支部会費は個人会員月額500円、法人会員月額500円とし、現金及び支部指定金融機関への口座振込又は郵便振替にて、1年分を一括納入する。

(長期未納会員等に対する措置)

- 第32条 支部会費に関し、毎年4月1日現在において、1年を超えて支払いのない個人会員又は法人会員には、支部会費の徴収に関する文書を除き他の文書等は送付しないことができる。また、入会が1年に満たない支部会員が前年度の支部会費を未納の場合も同様の措置を行うことができる。
- 2 前項に定める個人会員又はその法人会員に所属する者には、支部の主催する研修会、各種行事等に参加する権利を停止し、あるいは、その他支部が提供する各種役務を享受する権利を停止させることができる。
 - 3 第1項に定める個人会員又は法人会員より、当該未納期間にかかる支部会費が納付されたとき、その確認がなされた月の翌々月の初日から発出する文書より送付するものとし、第2項の権利の停止も解除するものとする。

(公表)

- 第33条 第32条第1項及び第2項、又は第32条第3項にかかる支部役員会の決定があるときには、その旨を広報誌等により公表することができる。

(会費の返還)

- 第34条 退会承認された会員が返還請求をした場合は、当該月を除く支払分の会費返還について月割計算によるものとする。

(実費・報酬支給)

- 第35条 支部の事業遂行上必要により役員又は会員が出張する場合には、旅費日当等を支給することができる。
- 2 役員会の承認により、支部役員に報酬を支給することができる。

(資産の管理)

- 第36条 支部の財産は、支部長が管理する。

(議決事項)

- 第37条 支部長は、定期総会に当年度の事業報告、決算及び次年度の事業計画、予算案を作成して提出しなければならない。

(顧問・相談役)

- 第38条 支部に顧問及び相談役を置くことができる。

2 前項の顧問及び相談役の任期は、第 15 条の支部役員の任期に準ずる。

(業務紹介)

第 39 条 支部長は支部会員へ業務紹介することができる。

2 前項の業務紹介案件に関する取扱いは別に定めるところによる。

(表彰・慶弔規定)

第 40 条 支部会員が本会及び本会以外から表彰を受け、又は特別な栄誉に浴したときは、支部役員会にはかり表彰することができる。

2 支部会員等の冠婚葬祭その他費用の支出を必要とする場合は、役員会にはかり決定するものとする。但し事後承諾を妨げない。

3 なお、支出については支部慶弔規程によるものとする。

(改廃の承認)

第 41 条 この細則の改廃は本会に提出して本会会長の承認を要する。

附則

1. 本細則は、本会会長の承認を受けた時(平成 14 年 4 月 22 日)から施行する。

2. この支部細則の改廃は、本会会長の承認を要する。

3. 平成 17 年 4 月 19 日改正、東京都行政書士会会长承認日より施行。

4. 平成 19 年 4 月 14 日改正、東京都行政書士会会长承認日より施行。

5. 平成 23 年 4 月 23 日改正、東京都行政書士会会长承認日より施行。

6. 平成 25 年 4 月 20 日改正、東京都行政書士会会长承認日より施行。

7. 平成 26 年 4 月 20 日改正、東京都行政書士会会长承認日 8 月 4 日より施行。

8. 平成 31 年 4 月 23 日改正、東京都行政書士会会长承認日 5 月 14 日より施行。

本細則第 5 条の事務所は以下に置く。

東京都小金井市本町 6 丁目 10 番 3-110 号